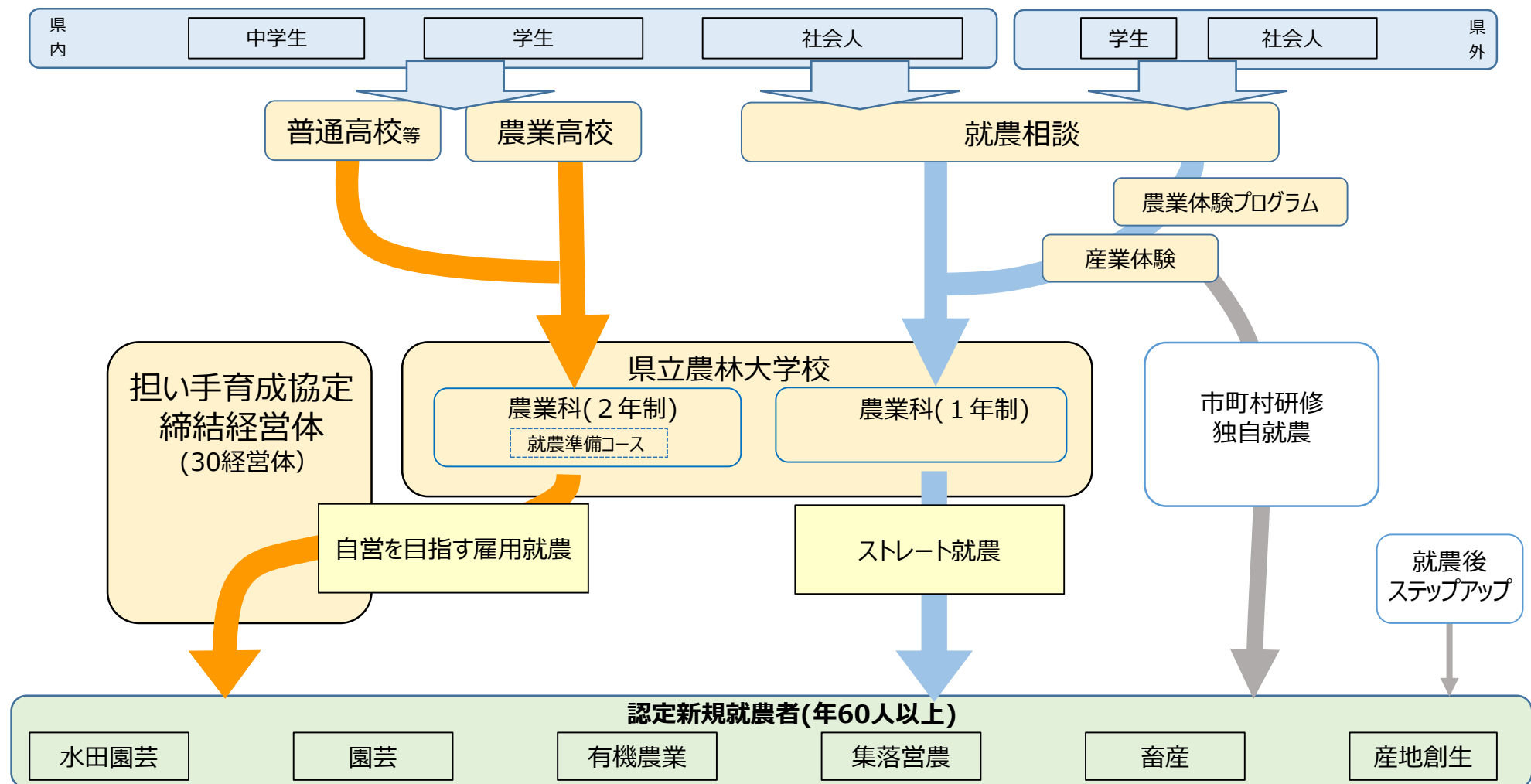


担い手の確保・育成①

(1) 新規自営就農者の確保

農業経営課

1. 目指す姿と取組のポイント



2. 取組の進め方と令和3年度予算事業

(1) 自営就農希望者の確保

- ① 水田園芸や有機農業などの産地づくりで必要な担い手を確保するため、就農希望者が安心して就農できるような経営モデルと農地や住居がセットになった「包括的就農パッケージ」を作成し、就農希望者に積極的にセールス。
 - ・自営就農者確保対策事業（就農パッケージ作成支援）
- ② より多くの高校生が農業を職業として志すような環境づくりを推進。
 - 農業高校のネットワーク化を図り、各校の独自性（スマート農業やGAP、地域の産地づくりとの連携）をうまく活かした差別化・魅力向上により、農業に興味を持って農業高校に入学する中学生を確保。
 - 農林大学校を中心とした農業高校のサテライト化を図り、農業高校の生徒を対象に農林大学校でより専門的な研修を実施したり、農林大学校の先生が農業高校に向いて農業への関心を呼び起こすような授業を実施。
 - ・農業高校地域連携推進事業

(2) 自営就農希望者の育成

- ① 農林大学校において、就農ビジョンが明確で速やかな就農を希望する社会人や、一旦は雇用就農するが将来的には自営就農したいという高卒生等、それぞれにあったサポートを充実。
 - ・農林大学校再編拡充事業
- ② 担い手育成に意欲のある農業法人と連携し、就農希望者が雇用就農を経て独立し自営就農できるよう支援を強化。
 - ・自営就農受入法人支援事業
 - 受入にあたって必要となる設備等の支援 補助率 1/3以内

(3) 新規就農者の円滑な就農と定着支援（ソフト）

- (1) 就農準備のための研修と就農後の早期の経営確立、定着を図るため資金を交付。
- ①農業次世代人材投資事業（国）
対象 50歳未満の者
研修：150万円／年（最長2年）
定着：最大150万円／年（最長5年）
※1～3年目150万円／年、4～5年目120万円【改正】
 - ②農業人材投資事業（県）
対象 50歳以上の者
研修：UIターン者 144万円／年 県内在住 72万円／年（最長1年）
定着：72万円／年（最長2年）
- (2) 経営を継承し、担い手として経営発展を目指す就農予定者の取組を支援。
- ①経営発展のための取組の経費を市町村と一体となって支援（国）【新規】
 - ・経営継承・発展等支援事業 上限 100万円 国、市町村がそれぞれ1/2負担
 - ②経営発展のためのGAP取得や水田園芸6品目の導入等独立自営に必要な準備を支援（県）【新規】
 - ・農業人材投資事業 50万円／年（最長1年）
- (3) 新規就農者の早期経営安定に向けて手厚いサポートを実施。
- ①就農後5年以内に販売額1,000万円（他産業並みの所得）を達成できるような計画づくりを支援し、関係機関によるサポートチームで継続支援。
 - ②スムーズにGAP認証取得ができるよう、農業普及員がマンツーマンで支援。
 - ③効率的に技術向上が図られるよう、IoT技術（タブレット、栽培管理アプリ、Web相談）を活用したりリモート指導を提供。

(4) 新規就農者の円滑な就農と定着支援（ハード）

就農の際の初期投資軽減を支援。

- ①就農の際に必要な施設・機械等の整備を支援。
機械等整備事業
補助率 1/3以内 上限 10,000千円
- ②就農の際に必要なハウス等の整備を支援。
ハウス等整備事業 【詳細はP6参照】
 - ・国庫事業活用型 【助成額を増額、対象を拡充】
助成の対象：園芸用ハウス、菌床きのこハウス、畜舎、たい肥舎等
助成額：国事業（産地パワーアップ事業）活用の場合、国は資材費の1/2を助成、県は総事業費の1/4を助成
※リース料の一部と施工費の1/3を助成（総事業費の1/5弱程度）から総事業費の1/4助成へスキームを変更し助成額を増額。
※リースハウス活用の場合を助成対象としていたが、取得の場合も対象に加えた。
 - ・国庫事業非活用型 【対象を拡充】
助成の対象：園芸用ハウス、菌床きのこハウス、畜舎、たい肥舎等
助成額：市町村が事業費の1/3を助成する場合、県も同額を助成
（県1/3、市町村1/3、事業者1/3）
※ハウスの場合リースハウス活用の場合を助成対象としていたが、取得の場合も対象に加えた。また、認定農業者は新品目に取り組むことが要件となっていたが、これを撤廃し対象を拡充。
※牛舎、たい肥舎については、取得の場合のみを対象とする。